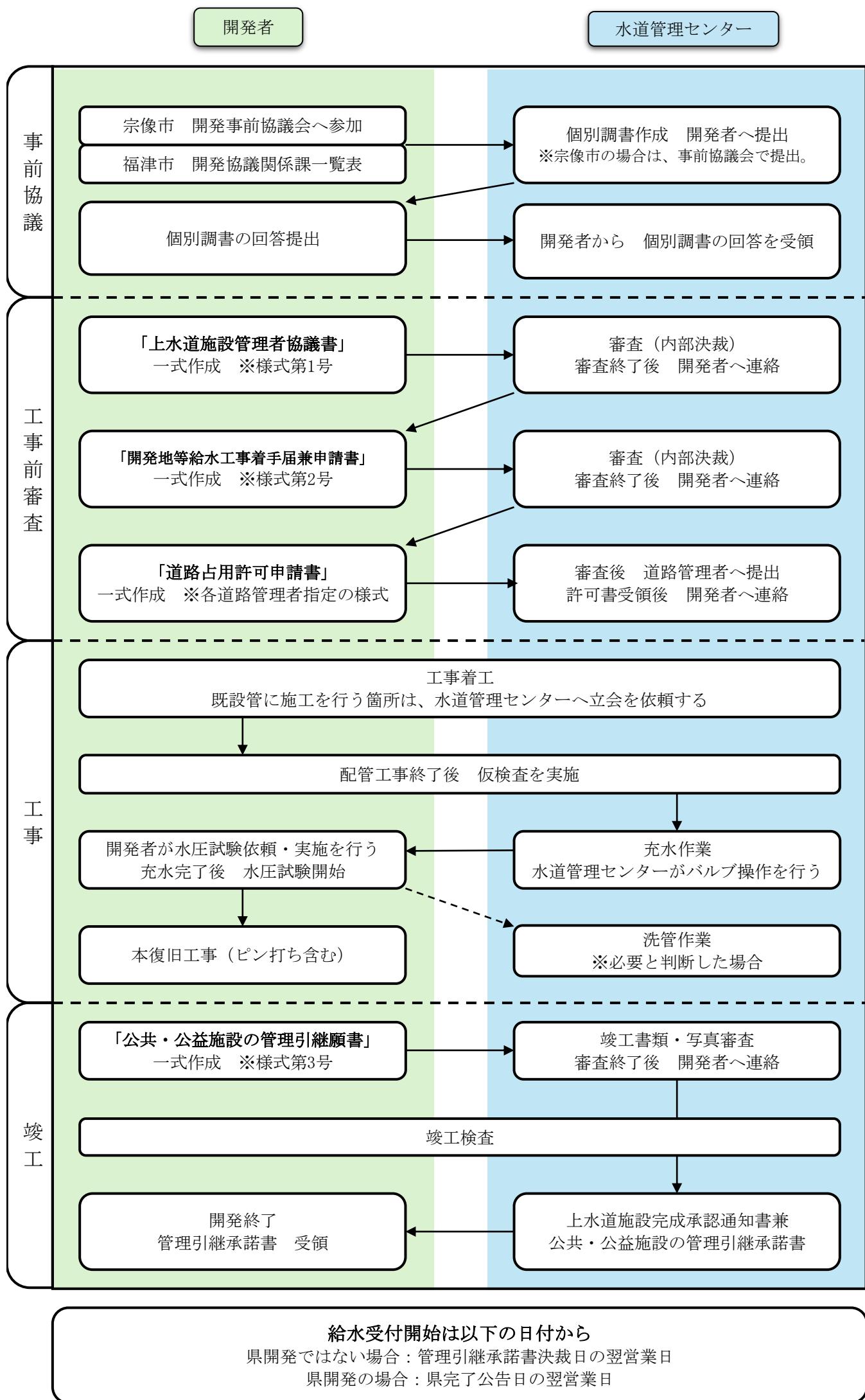


## 開発行為 新規配水管布設工事が伴う場合のフローチャート



※ 開発行為において上水道施設管理者協議承認後以降に図面等の変更が発生した場合は、速やかに「開発地等給水工事着手届兼申請書（変更届）」を提出し、再度、宗像地区水道管理センターと協議すること。

## 開発行為 配水管布設工事が伴わない場合のフローチャート

